

# KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

## チュートリアル通信

【2019年度秋期】税法科目免除 VOL.4



河合塾 KALS の大学院入試対策講座では、チューター制度を導入しています。チューターは当校の合格者 OB/OG を中心に編成。授業での合格指導のみならず、受講生向け学習ガイダンス「サクセスチュートリアル」や個別カウンセリングなどを通じて、受講生からの進路・志望先に関する事、自主学習に関する事など、合格に向けてきめ細かくアドバイスをしています。以下は、税法科目免除・金田チューターからのメッセージです。今後の受験対策のご参考にしてください！



KALS チュートリアル通信 税法

検索

## 研究計画書基礎①

前回に引き続き、今回も研究計画書について説明します！

### ● 研究計画書の作成の第一歩：判例評釈を読む

既に、研究テーマとして判例を選択したものの、「何を書けばよいか」「論点は何か」「どんな学説があるのか」「結論は何か」「どんな参考文献を読めばよいのか」わからないことだらけだったかと思います。

まずはすでに紹介した方法で、選択した判例について、学者や税理士・弁護士が評価を加えた判例評釈を租税資料館などで収集し、読んでみましょう。判例評釈は以下のような構造になっています。

#### 判例評釈の一般的な構造（租税判例百選の場合）

- ① タイトル（判決日、裁判所名、（事件番号）、筆者名）
- ② 事実の概要（誰と誰が何について争った事件なのか）
- ③ 判決の要旨（裁判所の判決のポイント）
- ④ 解説
  - （ア） 判決の論点・意義と先行研究  
（論点ごとの学説、関連する裁判例などの整理）
  - （イ） 筆者の検討（解説）や評価、結論
- ⑤ 参考文献

タイトル 判決日、事件番号、筆者名	
事実の概要	解説
xxxxxxxxxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxxx
xxxx	xxxxxxxxxxxxxxxx
判旨	xxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxx	参考文献
xxxxxxxxxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxxx

このように、基本的には事案の概要が一番始めにあります。ですが、中には一番最初に「はじめに」として、筆者がこの事件を取り上げた背景を説明している判例評釈もあります。判例評釈とは、裁判の判決を題材としてその評価をするための「論文」の形式のことです。皆さんが、一つの判例を取りあげて論文を書く

場合には、この形式をとることが一般的です。つまり、この形式の前に「はじめに」として、研究の動機を書き、最後に入学後どのような研究を経て修士論文を完成させようと考えているのかを「研究計画」として書き加えれば一般的な研究計画書が出来上がります！

優れた学者が書いた判例評釈には、皆さんが研究計画書で書かなければいけないことはほとんど揃っているといっても良いと思います。まずは、たくさんの判例評釈をじっくり読み、どんなものを書けばよいのかをつかむようにしてみてください。

たくさん読み込むことによって、判例や税法の理解力も身につきますよ！

## ● 文献表示の方法

研究計画書の中では、自分の文章の中に、先行研究者の言葉を引用することになります。その場合、文中に引用した場所が明確にわかるようにしなければいけません。そうしないと、他人の論文の一部をコピー&ペーストしていると思われ、大変なことになってしまいます(著作権法 48 条)!!!

引用場所には、カギ括弧(「」)を使って引用していることを明確にします。そして、その引用した文献を脚注や参考文献リストに載せれば問題ありません！

文献の表示方法については、海外ではとても厳密なルールが規定されているためデータ化しやすく、参考文献の検索も容易なため、論文の 2 次利用が容易になっています。日本でも、1989 年以降、表示方法を統一しようという流れがあり、現在の成果がオンラインで取得できます。大学院では紹介されると思いますが、是非、以下のサイトからダウンロードして今から慣れるようにしてみてください。

### 法教育支援センター「法律文献等の出典の表示方法」(2014 年版)

<http://www.houkyouikushien.or.jp/>

代表的な表示例を挙げてみましょう。

#### 文献表示例：

(1) 判例批評(判例評釈、判例研究、判例解説などともいいます。特定の判決に対しての学者の批評文を指します。)

増井良啓「判批」租税法研究 30 号(2002 年) 162 頁。

(2) 判例(裁判の先例のことで、判例は、基本的に最高裁の判決を指すと考えてください。下級審は裁判例になります。)

最判平成 23 年 2 月 18 日判タ 1345 号 115 頁。

(3) 雑誌論文(論文の中で、定期刊行物に発表されたものです。)

田中治「租税法主義の現代的意義」税法学 566 号(2011 年)243 頁。

(4) 書籍

金子宏『租税法〔第 23 版〕』(弘文堂、2017 年)123 頁。

「あれ、自分が見た表示方法と違うぞ？」と思われた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。実は、残念ながら、すべての学者がこのルールに従っているとは限りません。バリエーションもありますので、研究計画書の段階でそれほど神経質にこだわる必要はありません。ですが、どの形式にせよ、必ず統一した方法を採用してください！形式面は、書類選考において大事な判断材料となります。

## ● 文献収集の方法

### 芋づる式

文献収集で最も有効な方法は「芋づる式」検索法です。

すでに集めた文献を読んでいると、何度も引用されている文献が見つかります。あるいは、金子先生の『租税法』で該当する判例を索引で選び、調べてみると、いくつもの参考文献が紹介されています。その他には、図書館で著名な税法学者が執筆した書籍などでも同じような方法が可能です。

このような、参考文献リストを使わない、偶然性に頼ったような方法を「芋づる式」といいます。しかし、この方法によることで、同じテーマを研究している人たちでも、異なる文献群に当たることになります。それが研究内容の個性になるともいえます。また、その判例にとってどの文献が重要性なのかがよくわかるというメリットもあります！



Google Scholar

<https://scholar.google.co.jp/>



ウェブ全体から検索  英語と日本語のページを検索

巨人の肩の上に立つ

CiNii には慣れてきましたか？

実は、大学が連携して運営し、国立情報学研究所が提供している「CiNii Articles」のように、おなじみの Google でも「Google Scholar」という論文データベースがあります。

いずれもネットで利用できるというメリットがありますが、法律学の論文だけでなく、様々な分野の論文も掲載されているので、自分の研究に関係があるかどうか、あるいは、重要性などの主観的な情報に弱いというデメリットもあります。なので、芋づる式との併用が必要です。

## おわりに

税理士試験まで一ヶ月切りましたね！これからラストスパートに向けてお忙しいかと思います。研究計画書も書き始めている方は多いのではないのでしょうか。最近はまだ寒くなり、夏とは言い難い気温ですが体調を崩さないよう気をつけてくださいね。

